

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例規則の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の交付」を「（敬老乗車券を除く。以下この条において同じ。）の交付」に改め、同条第3項中「当該発見した」を「当該再交付を受けた」に改め、同条を第9条とする。

第6条第4項中「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「第2条第2項各号」を「次の各号」に、「公共交通機関の路線ごとに、別に定める」を「区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 第2種敬老乗車証 第3条第2項各号に掲げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める区間
- (2) 敬老乗車券 敬老乗車券の種類ごとに、別に定める区間

第6条を第8条とする。

第5条中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第4条ただし書」を「第5条ただし書」に改め、同項第1号中「ハ」を「ニ」に改め、同条第2項中「別表第1 1の項に規定する」を「別表第1第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証の項に規定する通知日の属する年度分の市町村民税が課されていない者に準じる者として」に改め、同条第3項中「別表第1 2の項に規定する」を「別表第1第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証の項に規定する通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円未満であるものに準じる者として」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 第1種敬老乗車証（交付申請者が、第2種敬老乗車証の交付の対象となる者である場合にあつては、第2種敬老乗車証を含む。）又は敬老乗車券の別

(3) 敬老乗車券を申請する場合にあつては、次に掲げる事項

ア 交付を希望する敬老乗車券の種類

イ 交付を希望する敬老乗車券の種類ごとの数量

第3条に次の3項を加える。

3 条例第4条第1項の規定による申請は、10月1日から翌年の9月30日までの期間（以下「対象期間」という。）ごとに、1回に限り申請することができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、10月1日より前に条例第4条第1項による申請をすることができる。この場合において、当該申請は、対象期間内にしたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 敬老乗車券を申請する場合にあつては、交付を希望する敬老乗車券の種類ごとの旅客運賃相当額に、交付を希望する敬老乗車券の種類ごとの数量を乗じて得た額の合計額は、10,000円を超えてはならない。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(敬老乗車券の負担金)

第5条 条例別表第1敬老乗車券の項に規定する別に定める額は、別表に掲げる種類に応じ、同表に掲げる旅客運賃相当額の2分の1に相当する額とする。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1号」を「第3条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「第3条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 株式会社ヤサカバス

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(敬老乗車券の種類等)

第2条 敬老乗車券の種類及び敬老乗車券による旅客運賃に相当する額（以下「旅客運賃相当額」という。）は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

種	類	旅客運賃相当額
	150円券11枚つづり	円 1,500

共 通 券	170円券11枚つづり	1,700
	190円券11枚つづり	1,900
	210円券11枚つづり	2,100
	220円券11枚つづり	2,200
	230円券11枚つづり	2,300
	230円券24枚つづり	5,000
	240円券11枚つづり	2,400
	250円券11枚つづり	2,500
単 独 券	170円券11枚つづり	1,700
	210円券11枚つづり	2,100
	260円券11枚つづり	2,600

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)